

告 示

埼玉県告示第九百三十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―四四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬字明花千六百七十一番外四十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百四十一・〇五立方メートル